コミュファオンライン学習 by デキタスご利用規約

2023年3月1日

中部テレコミュニケーション株式会社

(目的)

第1条 中部テレコミュニケーション株式会社(以下「当社」といいます。) はこのコミュファオンライン学習 by デキタスご利用規約(料金表を含みます。以下「本規約」といいます。) を定め、当社と契約関係にある株式会社城南進学研究社(以下「卸元会社」といいます。) により提供される WEB 学習システム デキタスを利用して、これによりコミュファオンライン学習 by デキタス(以下「本サービス」といいます。) を提供します。

(本規約)

- 第2条 本サービスの利用に関しては、本規約のほかに、当社が定める各種の契約約款、規約、注意事項、ガイドライン等(当社が随時契約者等に行う通知を含みます。以下総称して「本規約等」といいます。)が適用されます。
- 2 本規約等は、当社が提供する光ネットサービス、光ネットアクセスサービス及び光ネット集合一括サービス(以下これらを総称して「当社サービス」といいます。)の契約者及び申込者に適用します。
- 3 本規約等と当社サービスに係る契約約款、規約及び規程等の規定とが抵触するときは、 本サービスの提供に関する限り、本規約等が優先します。

(本規約の変更)

第3条 当社は、民法の定めに従い、契約者の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、当社は、変更後の本規約及びその効力発生時期を、本サービスに係る Web サイト又は当社の運営する Web サイトに掲載して周知するものとします。また改定された本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、以後本サービスの内容及び料金その他提供条件は変更後の規約によります。

(用語の定義)

第4条 本規約において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

カー木 	(用いうれる人の用品は、てれてれた人の思外で使用しよう。
用語	用語の意味
本サービス契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
本サービス申込	本サービス契約の申込み
申込者	本サービス契約の申込みをした者(ただし、当社サービスの契約
	者及び申込者に限る)
契約者	当社と本サービス契約を締結している者
ポイントサービス	当社が契約者の本サービスの利用状況に応じてポイントを付与
	するサービス
本料金	本規約の規定により契約者に支払っていただく料金
課金開始日	本料金の課金を開始する日
料金等	本料金その他の債務及びこれにかかる消費税等相当額
消費税等相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規
	定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法 (昭和 25 年法
	律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地
	方消費税の額

(本サービスの内容等)

第5条 当社は、本サービスをインターネット(主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備をいいます。以下同じとします。)を経由して専ら個人学習のみの用途として提供します。

- 2 契約者は、ポイントサービスを無償で利用できるものとします。
- 3 当社は、本サービスの付加機能として別記2(付加機能)に定めるものを提供します。
- 4 本サービス (ポイントサービスを含みます。) のその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

(本サービス申込の方法等)

- 第6条 本サービスの申込みをするときは、当社所定の手続に従って、当社所定の契約申込 書を提出(電磁的方法による提出を含みます。)又はインターネットを経由して提出して いただきます。
- 2 契約申込者は、1の当社サービスに基づく契約(以下「当社サービス契約」といいます。) につき、6までの本サービスの申込みを行うことができるものとします。

(本サービス申込の承諾)

- 第7条 本サービス契約は、本サービス申込に対して当社が承諾の意思表示をした日(以下 「契約成立日」といいます。)に成立します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、その本サービス申込を承諾しないことがあります。
- (1) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき
- (2) 申込者が、当社サービス(本サービスを含みますが、これに限られません。以下「当社サービス等」といいます。)の利用に係る契約の解除若しくは当該サービスの利用停止等を受けたことがあるとき又は現に受けているとき若しくはそのおそれのあるとき
- (3)申込者が、当社サービス等の利用に係る契約に違反する行為若しくは違反のおそれの ある行為を行ったことがあるとき又は現に行っているとき
- (4)申込者が、当社サービス等の利用に係る料金を当社所定の期日までに支払わなかった とき又はそのおそれのあるとき
- (5) 当社が申込者に対して本サービスを提供することにより、当社の業務遂行上支障が生じるとき
- (6) その他当社が申込者との間で本サービス契約を締結することを不適切と判断したと き
- 3 当社は、1の当社サービス契約につき、6までの本サービス契約を締結します。

(その他の契約内容の変更)

第8条 当社は、契約者から請求があったときは、第7条(本サービス申込の承諾)の規定に 準じて取り扱います。

(設備等)

- 第9条 契約者は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウエア、その他これらに付随して必要となるすべての機器を、自己の費用と責任において準備し、本サービスが利用可能な状態に置くものとします。
- 2 契約者は、自己の費用と責任でインターネットにより本サービスに接続するものとします。

(本サービスの提供開始日)

第 10 条 本サービスの提供開始日は、本サービスの契約成立日又は当社が別に指定した日のいずれかとします。

(料金及び請求)

第 11 条 契約者は、前条に定めるサービス開始日の属する月の翌月から起算し、本サービ

スの契約解除があった日の属する月までの期間について、別記 1 (料金)に定める利用料金に消費税及び地方消費税相当額加算した金額を支払っていただきます。

ただし、別紙1(料金等)に特段の定めがある場合はこの限りではありません。

- 2 当社は、本料金を当社サービスの利用料金に合算して請求し、契約者は、当社サービスの料金等の支払いをする金融機関を通じて、本サービスの料金を支払っていただきます。
- 3 契約者は、第19条(利用停止)に定める本サービスの利用停止があったときも、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- 4 当社は、支払いを要しない利用料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(割増金)

第 12 条 契約者は、料金に関する費用の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます

(延滞利息)

第 13 条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年 14.5%の割合(閏年についても 365 日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から計算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(本サービス契約の譲渡禁止等)

- 第14条 本サービス契約を第三者に譲渡することはできません。
- 2 相続又は法人の合併若しくは分割により、契約者の地位の承継があったときは、相続人 又は契約者の地位を承継した法人は、これを証明する書類を添えて、当社に届け出ていた だきます。
- 3 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 4 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち の1人を代表者として取り扱います。

(契約者が行う本サービス契約の解除)

第 15 条 契約者は、本サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ当社所定の方法により当社に通知するものとし、当社が契約の解除について受け付けした日が契約の解除日となります。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

(当社が行う本サービス契約の解除)

- 条 16 条 次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本サービス契約を解除することがあります。
- (1) 第19条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、その事実 を解消しないとき

ただし、当社は第19条(利用停止)第1項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの利用停止をしないで本サービス契約を解除できるものとします。

- (2) 本サービス契約に係る当社サービスの契約解除があったとき
- (3) 第 17 条(本サービスの変更又は終了)に規定により本サービスの提供を終了するとき

2 前項の規定にかかわらず、第 19 条 (利用停止) 第 1 項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社又は卸元会社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの利用停止をしないで本サービス契約を解除することができるものとします。

(本サービスの変更又は終了)

- 第 17 条 当社又は卸元会社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困 難な場合は、本サービスの全部もしくは一部を変更、追加又は提供を終了することがあり ます。
- 2 前項の規定により、当社又は卸元会社が本サービスの全部もしくは一部の変更、追加又は提供を終了する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。 また、事前に本サービスの終了日及び終了する理由を契約者に通知します。
 - ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、第1項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加又は終了により契約 者に損害その他不利益が生じたとしても、何ら責任を負いません。

(利用中止)

- 第 18 条 当社又は卸元会社は、次のいずれかの場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
- (1) 地震、噴火、洪水、津波、火災、戦争、感染症の流行、停電等、何らかの不可抗力が 発生した場合、又は発生のおそれがあると当社が判断した場合
- (2) 本サービスに関連する電子機器等の不具合(サーバダウン等を含みます)、通信障害、 データへの不正アクセス、コンピュータウイルス、データ消失等又はその他緊急で対応 すべき事態が発生し、又は発生のおそれがあると当社が判断した場合
- (3)契約者が、本サービスの提供に使用される設備に過大な負荷を与える行為その他この 設備の運用に支障を与える行為を自ら行い、又は第三者に行わせた場合
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。
 - ただし、緊急やむを得ない場合は、この通知を行うことなくその中止を行うことができます。
- 3 当社は、第1項による本サービスの中止により契約者に損害その他不利益が発生して も、何ら責任を負いません。

(利用停止)

- 第 19 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用を停止す ることがあります。
 - (1) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (2) 本サービス及び当社サービス等の利用に係る料金等について、支払期日を経過しても なお支払わないとき。
- (3) 第21条(契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (4)前各号のほか、本規約の規定に違反する行為であって本サービスに関する当社の業務 の遂行又は当社又は卸元会社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそ れがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止しようとするときは、あらかじめ、 その理由及び利用停止期間を契約者に通知します。
 - ただし、緊急やむを得ない場合は、この通知を行うことなくその中止を行うことができます。
- 3 当社は、第1項による本サービスの利用の停止により契約者に損害その他不利益が発生しても、何ら責任を負いません。

(免責)

- 第 20 条 当社は、以下の損害についていかなる責任も負わないものとします。
- (1) 本サービスの利用により、契約者又は第三者に生じた損害
- (2) 本サービスを利用できなかったことにより契約者又は第三者に生じた損害
- (3) 本規約に違反することにより、契約者又は第三者に生じた損害
- (4)システムの停止、天変地異、第三者による妨害行為、コンピューターウイルス等により契約者又は第三者に生じた損害
- 2 当社は、契約者の準備したデバイス等の機器、ネットワーク環境に起因して、本サービスが利用できない状態が生じた場合又はその他の損害が生じた場合、何ら責任を負いません。

(契約者の義務)

- 第 21 条 契約者は、本サービスの利用にあたったは次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
- (1) 他人の通信の秘密又はプライバシーを侵害する行為
- (2) 他人を誹謗・中傷又は差別する行為
- (3) 著作権等の他人の知的財産権を侵害する行為
- (4) 前各号に定めるほか、他人の権利利益を侵害する行為
- (5) 猥褻、売春、暴力、残虐等公序良俗に反する情報を送信する行為(当社又は卸元会社のサーバーに情報を保存し、他の契約者又は第三者が当社又は卸元会社のサーバーにアクセスすることにより、これを取得できるようにする行為を含みます。以下における「送信」の意味も同様)
- (6) 有害プログラムを含んだ情報を送信する行為
- (7) 偽造、虚偽又は詐欺的情報を送信する行為
- (8) 前各号に定めるほか、法令に違反し、又は違反するおそれのある一切の行為
- (9) 国内、海外を問わず他のネットワークを経由して通信を行う場合、それらのネットワーク規則に違反する行為
- (10) 当社の承諾なく契約者が営利の目的をもって本サービスの利用及びその準備をする 行為(尚、不特定多数の契約者に対して電子メールを送り、それを読むこと或はアンケートに答えること等を要求する行為は、営利目的の行為とみなします。)
- (11) 学術・研究ネットワークにおける営利を目的とする行為
- (12) 募金、カンパ、寄付、布施その他名目を問わず金品の交付を受けること又は出資を募ることを目的とする行為
- (13) 顧客に関する情報の収集を目的とする行為
- (14) 本サービスの利用により知り得た他の契約者又は第三者に係る住所、氏名及び電話番号等の個人情報を他に開示又は漏洩する行為
- (15) 当社の商号、商標又はロゴマーク等を用いて、契約者と当社間の提携関係の存在又は 当社による契約者に対する代理権の付与を誤認させる行為
- (16) 故意に本サービスの通信に妨害を与える行為
- (17) その他、本サービスの運営を妨害し又は妨害するおそれのある行為
- (18) その他、本規約に違反する行為
- (19) その他、法令に違反する行為
- (20) その他、当社が不適切と判断する行為
- 2 契約者が本サービスを契約者以外の者(以下、「利用者」といいます。)に利用させる場合は、本規約の内容に同意し、契約者に事前に同意を得たうえで本サービスを利用するものとします。また、利用者は本規約に定める契約者の義務と同等の義務を負うものとし、契約者はいかなる場合においても当社に対し連帯して責任を負うものとします。
- 3 当社は、利用者が本サービスを利用したことをもって、契約者による同意を得ているも

のとみなします。

4 契約者は、本サービスの利用により、当社、卸元会社又は第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

(ID等)

- 第 22 条 当社は、契約者に対し本サービス利用のために必要な ID 等を発行します。
- 2 契約者は、前項により付与された ID 等の管理責任を負うものとし、使用上の過誤又は 第三者による不正使用等については、契約者が一切の責任を負うものとします。

(著作権等)

- 第23条 本サービスを通じて当社又は卸元会社から提供するいかなる情報については、当該著作権者に帰属するものであり、契約者は著作権法の例外の範囲を超えて使用をすることはできません。
- 2 契約者が前項の規定に違反して第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、当社、卸元会社及び第三者に一切の損害を与えないものとします。また、当社及び卸元会社に損害が発生した場合は、契約者は当社又は卸元会社に生じた損害を賠償するものとします。

(個人情報等の取り扱い)

- 第24条 当社は、本サービスの提供に関連して知り得た本サービス申込者及び契約者に関する個人情報(以下「個人情報」といいます。)を、別に定める「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱います。
- 2 当社は、法令により例外として扱われる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。

(準拠法)

第 25 条 本規約の成立、効力、解釈及び、履行については、日本国法に準拠するものとし ます。

(紛争の解決)

第26条 本規約の条項又は、本規約等に定めのない事項について紛議等が生じた場合、契約者及び当社は双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

(管轄裁判所)

第27条 本規約等及び本契約に関する一切の訴訟については、その債権額に応じて名古屋 地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別記1 料金

本サービスにかかる料金等について、以下のとおり定めます。

1 適用

本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。)に基づき計算した額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。なお、料金表に規定する料金額は税抜価格とし、かっこ内の料金額は税込価格を表示します。また、関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

2 利用料金

-	
	料金額(1 契約ごとに月額)
	900円(990円)
	14. 4.

備考

- 1 本サービスの提供開始日を含む月は利用料金を請求しません。
- 2 本サービスを開始した月の翌月から利用料金を請求します。 ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。
- 3 本サービスは利用日数に応じた日割りはしません。
- 4 本サービス契約の解除があったときは、契約者は当該月の利用料金の支払いを要します。

本サービス契約の解除があった日の属する月に、本サービスを改めて提供した場合、料金の支払いを要する場合があります。

5 本サービス契約の解除があった以降に、本サービスを提供した場合、その本サービスの提供開始日を含む月の利用料金を請求する場合があります。

別記2 付加機能

本サービスにかかる付加機能について、以下のとおり定めます。

種類	提供条件等	
1 学習状況	当社が設置するメール蓄積装置により、利用者が本サービスを利用した	
通知機能	学習状況を契約者又は利用者が指定した電子メールアドアドレスに配信	
	する機能をいいます。	
	備 (1) 当社は、契約者又は利用者から当社が別に定める方法により	
	考 請求があったときは、この機能を無償で提供します。	
	(2) 契約者は、当社が卸元会社から利用者の学習状況を取得する	
	ことについて同意いただきます。	
	(3) 当社は、契約者及び利用者が指定した電子メールアドレスに	
	虚偽、誤り又は記載漏れがあったこと(メールアドレスの変更	
	に伴う登録情報の更新を怠った場合を含みますが、これに限ら	
	れません。)により、契約者又は第三者に損害その他不利益が	
	発生しても、当社は何ら責任を負いません。	

附則

(実施期日)

第1条 この規約は、2023年3月1日から実施します。